

京都大学における放射線障害の防止に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
<p>(放射性同位元素等管理委員会及び放射線障害予防小委員会)</p> <p>第3条 放射線障害の防止の適切な実施を期するため、別に定める京都大学放射性同位元素等管理委員会規程により放射性同位元素等管理委員会（以下「管理委員会」という。）及び放射線障害予防小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。</p>	<p>(環境安全保健機構)</p> <p>第3条 環境安全保健機構（以下「機構」という。）は、放射線障害防止の適切な実施に関し、放射性同位元素等を取り扱う部局の要請に応じて、助言等を行うものとする。</p> <p>(機構に設置される専門委員会)</p>
<p>第4条 放射線障害防止のための部局委員会</p> <p>第4条 放射性同位元素等を取り扱う部局（以下「部局」という。）に、当該部局における放射線障害の防止に関する事項を調査審議する委員会（以下「部局委員会」という。）を置く。</p>	<p>第4条 放射線障害の防止の適切な実施を期するため、別に定める京都大学環境安全保健機構規程第12条第1項に基づく専門委員会を置く。</p> <p>(放射線障害防止のための部局委員会)</p>
<p>2 部局委員会に関し必要な事項は、当該部局の長が定める。</p>	<p>2 (同 左)</p>
<p>(環境安全保健機構)</p> <p>第5条 環境安全保健機構は、放射線障害防止の適切な実施に関し、管理委員会又は放射性同位元素等を取り扱う部局の要請に応じて、助言等を行うものとする。</p>	<p>2 (同 左)</p>
<p>(放射線障害予防規定)</p> <p>第6条 部局の長は、法に基づき、放射線障害予防規定を制定しなければならない。</p> <p>2 前項に定める規定を制定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、小委員会に届出をし、了承を得なければならない。</p> <p>3 第1項の規定において定めるべき申請、届出、記録等の様式は、小委員会が定めるものとする。</p> <p>4 前3項の規定は、エックス線等装置のみを取り扱う部局に準用する。</p>	<p>(放射線障害予防規程)</p> <p>第6条 部局の長は、法に基づき、放射線障害予防規程を制定しなければならない。</p> <p>2 前項に定める規程を制定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、機構に届出をし、了承を得なければならない。</p> <p>3 第1項の規程において定めるべき申請、届出、記録等の様式は、機構が定めるものとする。</p> <p>4 (同 左)</p>
<p>(放射線取扱主任者等及びその代理者)</p> <p>第7条 放射性同位元素等による放射線障害の防止について監督を行わせるため、法施行令第3条第1項に定める事業所（以下「事業所」という。）ごとに少なくとも1名の放射線取扱主任者を置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(放射線取扱主任者等及びその代理者)</p> <p>第7条 放射性同位元素等による放射線障害の防止について監督を行わせるため、法施行令第3条第2項に定める事業所（以下「事業所」という。）ごとに少なくとも1名の放射線取扱主任者を置かなければならない。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 (同 左)</p> <p>5 (同 左)</p> <p>6 (同 左)</p>
<p>(放射線取扱副主任者等)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(放射線取扱副主任者等)</p> <p>第8条 (同 左)</p>
<p>(施設等の新設改廃)</p> <p>第9条 放射性同位元素若しくは放射線発生装置を使用し、若しくは設置する施設（以下「使用施設」という。）、放射性同位元素を貯蔵する施設（以下「貯蔵施設」という。）若しくは放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する施設（以下「廃棄施設」という。）を新設し、又は改廃しようとするときは、部局の長は、あらかじめ、小委員会に届出をし、その了承を得なければならない。</p> <p>2 使用施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設（以下</p>	<p>(施設等の新設改廃)</p> <p>第9条 放射性同位元素若しくは放射線発生装置を使用し、若しくは設置する施設（以下「使用施設」という。）、放射性同位元素を貯蔵する施設（以下「貯蔵施設」という。）若しくは放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する施設（以下「廃棄施設」という。）を新設し、又は改廃しようとするときは、部局の長は、あらかじめ、機構に届出をし、その了承を得なければならない。</p> <p>2 使用施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設（以下</p>

改 正 前	改 正 後
<p>「施設等」という。)の新設若しくは改廃が完成し、又は完了したときは、部局の長は、<u>所定の様式により小委員会</u>に報告しなければならない。</p> <p>3 エックス線等装置を新設又は改廃したときは、部局の長は、<u>所定の様式により小委員会</u>に報告しなければならない。</p> <p>4 } (略)</p> <p>5 } (施設等の維持管理)</p> <p>6 }</p> <p>第10条 部局の長は、その部局の施設等の位置、構造及び設備が法令に定める技術上の基準に適合するように維持管理し、これらを定期的に点検するとともに、点検の結果を記録しなければならない。</p> <p>2 前項の点検において、実施する項目、時期、点検者等については、<u>小委員会</u>が定めるものとする。</p> <p>(調査・点検)</p> <p>第11条 <u>小委員会</u>は、定期的に、及び随時に、施設等に立ち入り、又は帳簿記録等により、施設等の維持管理及び放射性同位元素等の取扱いの状況について調査及び点検することができる。この場合、<u>小委員会</u>は、あらかじめ関係部局の長に通知するものとする。</p> <p>2 <u>管理委員会</u>は、前項の調査及び点検の結果を関係部局に通知するものとする。</p> <p>(放射性同位元素等の取扱者の登録)</p> <p>第12条 放射性同位元素等の取扱い及び管理又は管理区域内における放射性同位元素等の取扱い及び管理に付随する業務に従事しようとする者は、その部局の放射線障害予防規定に定めるところにより登録の申請をしなければならない。</p> <p>(新規教育訓練)</p> <p>第13条 前条の規定により登録の申請をする者(以下この条において「登録申請者」という。)の放射線障害の防止に必要な教育訓練(以下「新規教育訓練」という。)は、<u>環境安全保健機構が放射性同位元素総合センターと協力して行う。</u></p> <p>2 新規教育訓練の項目及び時間数は、次のとおりとする。ただし、エックス線等装置取扱者は、第2号に掲げる項目の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 放射線の人体に与える影響 30分間以上</p> <p>(2) 放射性同位元素等の安全な取扱い 4時間以上</p> <p>(3) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令 1時間以上</p> <p>(4) 当該部局の放射線障害予防規定 30分間以上</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、登録申請者から所定の様式により新規教育訓練の免除の願い出があり、<u>小委員会</u>がこれらの項目について十分な知識及び技能を有していると認めた者にあつては、前項第1号から第3号までに掲げる項目の新規教育訓練を免除することができる。この場合において、前項第4号に掲げる項目の新規教</p>	<p>「施設等」という。)の新設若しくは改廃が完成し、又は完了したときは、部局の長は、<u>その旨を機構</u>に報告しなければならない。</p> <p>3 エックス線等装置を新設又は改廃したときは、部局の長は、<u>所定の様式により機構</u>に報告しなければならない。</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 } (施設等の維持管理)</p> <p>6 }</p> <p>第10条 (同 左)</p> <p>2 前項の点検において、実施する項目、時期、点検者等については、<u>機構</u>が定めるものとする。</p> <p>(調査・点検)</p> <p>第11条 <u>機構</u>は、定期的に、及び随時に、施設等に立ち入り、又は帳簿記録等により、施設等の維持管理及び放射性同位元素等の取扱いの状況について調査及び点検することができる。この場合、<u>機構</u>は、あらかじめ関係部局の長に通知するものとする。</p> <p>2 <u>機構</u>は、前項の調査及び点検の結果を関係部局に通知するものとする。</p> <p>(放射性同位元素等の取扱者の登録)</p> <p>第12条 (同 左)</p> <p>(新規教育訓練)</p> <p>第13条 前条の規定により登録の申請をする者(以下この条において「登録申請者」という。)の放射線障害の防止に必要な教育訓練(以下「新規教育訓練」という。)は、<u>機構</u>が行う。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、登録申請者から所定の様式により新規教育訓練の免除の願い出があり、<u>機構</u>がこれらの項目について十分な知識及び技能を有していると認めた者にあつては、前項第1号から第3号までに掲げる項目の新規教育訓練を免除することができる。この場合において、前項第4号に掲げる項目の新規教育訓</p>

改 正 前	改 正 後
<p>育訓練は、登録申請者の所属する部局の主任者が行うものとする。</p> <p>4 新規教育訓練の結果は、当該部局において記録する。 (部局が行う新規教育訓練)</p> <p>第14条 前条第1項の規定にかかわらず、<u>小委員会</u>があらかじめ適当と認めた新規教育訓練を修了した者は、前条第1項の新規教育訓練を修了した者とみなすことができる。 (再教育訓練)</p> <p>第15条 取扱者が1年を超えない期間ごとに受講することが必要な教育訓練(以下「再教育訓練」という。)は、第13条第2項各号に掲げる項目について当該部局が行う。</p> <p>2 再教育訓練の時間数は、当該部局が定めるものとする。</p> <p>3 再教育訓練の結果は、当該部局において記録し、<u>小委員会</u>へ報告するものとする。 (健康管理)</p> <p>第16条 部局の長は、<u>保健管理センター</u>と連携の下に、当該部局の放射線取扱者に対し、健康管理その他保健上必要な措置をとるとともに、放射線障害の防止に努めなければならない。 (事故・危険時の措置)</p> <p>第17条 } (略)</p> <p>2 } 3 }</p> <p>4 緊急時の連絡通報その他必要な事項は、<u>小委員会</u>が定めるものとする。</p> <p>5 (略) (地震等の災害における措置)</p> <p>第18条 } (略)</p> <p>2 } (具申事項)</p> <p>第19条 <u>小委員会</u>は、取扱者が法令等に著しく違反し、又は違反するおそれがあるときは、<u>管理委員会</u>に報告するものとする。</p> <p>2 <u>管理委員会</u>は、前項の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、<u>総長</u>に対し、その取扱者に関する放射性同位元素等の取扱いの制限又は中止その他必要な措置について具申するものとする。</p> <p>3 <u>小委員会</u>は、管理区域又は施設等において放射線障害の生ずるおそれがあると認めるときは、<u>管理委員会</u>に報告するものとする。</p> <p>4 <u>管理委員会</u>は、前項の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、<u>総長</u>に対し、立入禁止又は閉鎖等必要な措置について具申するものとする。</p> <p>5 <u>管理委員会</u>は、第2項又は前項の具申をした場合には、直ちに関係部局の長に対し、その旨を通知するものとする。 (原子炉実験所の特例)</p> <p>第20条 (略)</p>	<p>練は、登録申請者の所属する部局の主任者が行うものとする。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>(部局が行う新規教育訓練)</p> <p>第14条 前条第1項の規定にかかわらず、<u>機構</u>があらかじめ適当と認めた新規教育訓練を修了した者は、前条第1項の新規教育訓練を修了した者とみなすことができる。 (再教育訓練)</p> <p>第15条 } (同 左)</p> <p>2 } 3 } 再教育訓練の結果は、当該部局において記録し、<u>機構</u>へ報告するものとする。 (健康管理)</p> <p>第16条 部局の長は、<u>機構</u>と連携の下に、当該部局の放射線取扱者に対し、健康管理その他保健上必要な措置をとるとともに、放射線障害の防止に努めなければならない。 (事故・危険時の措置)</p> <p>第17条 } (同 左)</p> <p>2 } 3 }</p> <p>4 緊急時の連絡通報その他必要な事項は、<u>機構</u>が定めるものとする。</p> <p>5 (同 左) (地震等の災害における措置)</p> <p>第18条 } (同 左)</p> <p>2 } (具申事項)</p> <p>第19条 <u>機構</u>は、取扱者が法令等に著しく違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、<u>総長</u>に対し、その取扱者に関する放射性同位元素等の取扱いの制限又は中止その他必要な措置について具申するものとする。</p> <p>2 <u>機構</u>は、管理区域又は施設等において放射線障害の生ずるおそれがあると認めるときは、<u>総長</u>に対し、立入禁止又は閉鎖等必要な措置について具申するものとする。</p> <p>3 <u>機構</u>は、前2項の具申をした場合には、直ちに関係部局の長に対し、その旨を通知するものとする。 (原子炉実験所の特例)</p> <p>第20条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(実施規定)</p> <p>第 2 1 条 この規程を施行するため必要な事項は、<u>管理委員会</u>の議を経て、総長が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(実施規定)</p> <p>第 2 1 条 この規程を施行するため必要な事項は、<u>第 4 条に定める専門委員会</u>の議を経て、総長が定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>